

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年11月19日（平成30年（行情）諮問第516号）

答申日：平成30年12月26日（平成30年度（行情）答申第378号）

事件名：特定地方法務局に税務署から移管された公図の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月12日付け総第929号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

旧土地台帳附属地図が、国税から地方税に変更された際、租税徴税の基礎資料とするために編製されて税務署に備え付けられた、一方、登記所には「昭和25年7月31日土地台帳法の一部を改正する法律が公布されることに伴って編製された公図が登記所に移管され」と、東京地方裁判所の判決文にある。

税務署に備え付けられた公図は、特定市の固定資産税課に保管されていた。

保管されていた公図には、私外三名が相続した土地〔特定都道府県特定郡特定村特定住所A特定地番B（現在の住所、特定市特定区特定住所C）〕が、曾祖父の時代、当時〇〇川水系の管理を行っていた役所が、新しく官民境界線を設けることに曾祖父達が協力、要請に応え、特定年月日A、土地を三分割して協力した、三分割した地番は、特定番地Bの1、同2及び同3になり、その所在地が編製された公図には表記されています。

現在、私達と国土交通省の間で官民境界線の位置について、見解を異にしています、この公図で特定番地Bの1の東側に境界線が設けられたことが証明されました、他の特定番地Bの2は堤堰に、同3は河川敷地

と成りました。私達は、登記所に何回か公図の交付を請求致しました、「和紙の公図」、「和紙からアクリル板に転記した時の公図」そして「現在の公図」を交付されましたが、分筆した土地の所在が表記されている公図はありませんでした。

同時期に編製された公図、税務署保管の公図には、分筆先の所在地の表記があり、登記所の公図には表記がされていないことは、編製された公図を別保管されているのか、分筆した表記を抹消して作り直したのか、いずれかと思い行政文書として、編製された公図の開示請求を行った次第です。

特定地方法務局の担当者には、申請内容が理解出来なかったようです。

行政文書開示請求には値しない、返送用の切手を送れとの電話がありました。

私は、特定地Dから特定地Eの登記所に出向き、上記の内容の説明をしましたが理解できないようでしたので、私は、局長宛てに申請したものの、局長が局内を調べるよう指示すべきであると要請しましたが、平成30年10月12日、行政文書不開示決定通知書が送付されて来ました。

ついては、国土交通省に、官民境界線は私達の先祖が要請に基づき分筆し、協力したことを示し、官民境界線は、特定番地Bの1の土地の東側にあることを証明する為、登記所にあると思われる分筆先の所在地の表記してある公図を得たく、行政不服審査法に基づき審査請求をします。

参考資料（省略）

- ① 平成30年8月27日付け、行政文書開示請求。
- ② 平成30年10月12日付け、行政文書不開示決定通知書。
- ③ 特定市固定資産税課より入手した編製された公図。
- ④ 分筆した特定番地Bの3の土地閉鎖謄本。

（分筆は、役所のミスにより、特定年月日Aに行いましたが、官民境界線の登記所の処理は、特定年月日B河川敷地成、特定年月日C処理されたと記されています。）

（2）意見書（添付資料省略）

ア 理由説明書（下記第3）の「原処分の妥当性について」

不服申立書（上記（1）。以下同じ。）に記述したとおり、特定地方法務局は、私の申出の主旨を理解せず、不動産登記法（以下「不登法」という。）120条1項「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写しの交付を請求することができる。」と規定していることを理由に法の規定は適用されないと言われましたが、今回の通知もその域を一步も出ておりません。

残念です。なぜでしょうか。

この規定による公図の交付請求を「和紙に描かれた公図」，「〇〇川の管理が建設省に移管された時」，「和紙からアクリル板に写し替えられた時」等，公図の管理に変化があったであろう時期の公図を請求してきましたが，いずれの公図も「特定年D当時の〇〇川の管理者が行った官民境界線設定に協力して土地を提供した土地の所在地」，すなわち，分筆した場所が表示されていません。

分筆した旧特定住所A「（個別の地番は省略）」の土地は「特定年月日B河川敷地となり，同年同月〇〇日受通知，特定年月日C処理」と土地登記簿謄本に書かれており，登記所が処理したことが証明されております。

（この記述を証明する為，特定番地Bの3の土地閉鎖謄本を不服申立書に添付提出しております，追加して特定番地Fの3の土地閉鎖登記簿を同封します。）

イ 「特定地方法務局にも，〇〇川を管理する特定河川事務所にも」当該地の歴史を知る者が誰一人居らず，地元の関係者も大方他界し，私一人が残っています，当該地の官民境界線を，特定河川事務所の間違った証明により境界線が変えられ，その境界線により，土地売買が行われ，四名の方々が購入されています，今の内に，正しい境界線に戻さなければ，後日大きな問題になることを心配しています，そのために，登記所の当時の公図が必要なのです。

裁判所は，公図を基に境界線の判断をしてほしいとの私の主張を認めず，「公図は，旧土地台帳附属地図であるところから，一般に，旧土地台帳附属地図は，現地復元性のある綿密な測量図面ではなく，各土地の相互の位置関係はともかく，それぞれの土地の形状を正確に反映しているものではない。」として公図を否定，私の主張を認めませんでした，登記所の公図に分筆した場所が表記されていたら，測量を行った正確な境界線と証明できたのに，表示されていない公図は，信用されませんでした。

ついては，昭和27年7月に旧土地台帳附属地図が編製された公図について，当該地の歴史と合わせ私の考えを申し述べます。

当該地は，旧特定都道府県特定郡特定村特定住所Aで一級河川「〇〇川」の西に位置しています。（航空写真・同封）

明治新政府により国有地が売り出され，私の曾祖父「A」他三名が〇〇川旧河川敷地を購入致しました，購入した旧河川敷地は，遂次地元民に分譲され畑として活用されています，その為，地元では，町会が買い入れたと思っていた人がほとんどでした。

分譲出来なかった残地が「特定住所A特定番地B，すなわち現在の特定住所C」となっています。

特定年D〇〇川の管理者より治水の為に新しく河川敷地を作ることとなり、官民境界線が設けられ、計画線の東側（〇〇川側）の土地提供が求められ、曾祖父を始め土地所有者がこの要請に応じ、該当する土地を分筆して提供しました、（個人の所有者には、提供した土地の占有使用権が認められ、引き続き畑としての使用が認められました、しかし、特定番地Bの土地は共有地のため、認められませんでした。）

特定年月日C、土地の分筆登記は処理されたと記されており、特定年月日E、不登法の施行により旧土地台帳附属地図が公図とされたものと思います。

この時点の公図には分筆された土地の所在地が表示されているものと、私は確信しております。

なお、特定番地Bの分筆処理が登記所のミスによりやり直されたことは、不服申出書に記載済みにつき省略致します。

昭和27年土地の税が国税から地方税に変わった際、公図を租税徴収の基礎資料とする為、編製され税務署に備え付けられました、私は、特定市長に当時編製された公図の有無を照会した処、担当の固定資産税課より電話を頂き、「コピーして置きます、特定地Eに来たとき取りに来てください。」と連絡がありました。

その時入手した編製された公図は、不服申出書に添付提出しております。特定市から入手した公図は、登記所の公図を写したものと、私は直ぐに分かりました、その証は、私達の共有地周辺の境界線にあります。

登記所の公図は、特定住所C（旧特定番地B）と隣接地との官民境界線が直線となっておりません、この不可解な境界線公図が特定年F特定月Gまで交付されていることを考えると、特定市が保有する公図は、当時の登記所が公図としていたものを写し取ったことを示しています。同封の公図に〇印を付けました。

したがって、現在の公図に分筆された土地の表記が無い以上、表記された公図が別途保管されていると思うしかありません。

私が行政文書として開示を求めているのは、昭和25年7月当時の公図です。登記所が分筆先の所在地を表記していなかった場合、税務署に備え付けられた公図に何故表記されているのでしょうか、特定市の固定資産税課が勝手に記入したとは、到底考えられません、登記所に必ず保管されている筈です、是非捜して開示して下さるようお願い致します。

なお、現在の公図は、私の要求により修正されています。

特定年F特定月Gまでに交付された公図は、治水の為に計画され設けられた官民境界線が直線になっていないのです、そんな馬鹿な計画線を引く測量士は居ないと、私は登記所が和紙の公図の境界線の処がめく

れている等，異常が無いかわかるよう訴えましたが，登記所は，些細なミスであり修正はしない，との回答がありました，私は，公図は国民の財産を守る大切な地図であり，間違っていたら修正すべきであると強く抗議をした結果，和紙の公図の該当箇所がめくれていたことがわかり公図を修正すると回答がありました。

この修正により，特定年 F 特定月 J 以降，公図の「特定住所 C」と「特定住所 G」との官民境界線は直線となりました。

同封資料

1. 当該地付近の航空写真
2. 特定番地 F - 3 の土地閉鎖登記簿
3. 特定年 F 特定月 G までの公図
4. 特定年 F 特定月 J 以降の公図

追加資料（含再送）

- ☆特定番地 B - 1 の閉鎖登記簿謄本
- ☆特定番地 B - 3 の閉鎖登記簿謄本（再送）
- ☆特定市保管の公図（再送）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

処分庁は，本件対象文書について，以下のとおり不開示決定（原処分）を行った。

当該文書は，「登記簿等及び筆界特定書等については，法の規定は，適用しない。」と定めた不登法 153 条により，法の適用を受ける行政文書には該当しないため，不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は，処分庁が行った原処分につき，以下のとおり主張するなどして，本件対象文書の開示決定を求めている。

本件対象文書が登記所に行政文書として保管されているはずであり，本件対象文書を不開示とする原処分は不当であるため，当該文書の開示決定を求める。

3 原処分の妥当性について

（1）法の適用除外規定の意義

不登法 153 条は，登記簿等については法の規定を適用しない旨を規定しており，ここでいう「登記簿等」には登記簿のほか，地図，建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類が含まれる（不登法 122 条）。

その立法趣旨は，登記簿等については，不動産登記制度の一環として独自の閲覧等の手続が定められていることから，登記簿等について法による公開を重ねて実施した場合，不登法に規定する独自の公開制度を損

なうおそれがあるほか、利用者は無用の混乱を招くおそれがあることによるものである。

(2) 請求対象文書に対する法の規定の適用の可否

不登法120条1項は、「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写しの交付を請求することができる」旨を規定している。

請求対象文書は、本件対象文書であるところ、当該文書は、不登法120条1項に規定する「地図に準ずる図面」に該当し、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、写しの交付を請求することができるものであるため、不登法153条の規定により、法の規定は適用されない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の原処分を理由に開示を求める旨の主張には理由がなく、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月11日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書については、不登法153条の規定により法の規定の適用が除外とされているとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の法の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象文書の法の規定の適用の可否について

(1) 法の適用除外規定（不登法153条）の意義

不登法153条は、登記簿等（登記簿、地図、建物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類（不登法122条））については、法の規定は適用しない旨を定めている。これは、不動産登記制度は、専ら私権の保護を目的としており、独自の完結した体系的な開示制度を備える必要があるからである。すなわち、登記簿等について不登法による交付及び閲覧と法による公開とを重ねて実施した場合には、利用者は無用の混乱を招くおそれがあることなどから、不登法により交付及び閲覧の手續が定められているものについては、法の適用を除外することとされているのである。

(2) 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

不登法120条1項は、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿等のうちの地図、建物所在図又は地図に準ずる図面の全部又は一部の写しの交付を請求することができる」と規定しているところ、公図が、そのうちの「地図に準ずる図面」に該当することは明らかであるから、本件対象文書については、同項の規定により、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、写しの交付を請求することができる一方、不登法153条の規定により、法の規定は適用されないものといえる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、不登法153条の規定により、法の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象文書は同条に規定する登記簿等に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

租税徴収のために編製されて、税務署に備え付けられ、昭和25年7月31日に土地台帳法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴って登記所に移管された公図（特定地方法務局保管のもの）